

広報あみ

2012

4

Special

臨時号

《放射能対策特集》



朝日中学校の除染工事（校庭表土の削り取り作業）（平成24年3月）

阿見町における放射能対策の取り組みをお知らせします。

特措法の指定を受けました

町では、国の財政等の支援を受けて除染を進めるため、放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」）に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定を平成23年12月28日に受けました。

「汚染状況重点調査地域」とは

「汚染状況重点調査地域」は、国が定める空間放射線量が1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村が、環境省との協議により指定を受けたもので、全国で8県102市町村、茨城県では20市町村が対象となりました。

除染実施計画を策定しました

特措法に基づき、国の基本方針および対策方針に基づき、「阿見町除染実施計画」を策定しました。本計画は、放射性物質による環境汚染に対し、子ども関連施設の除染を最優先に行うこと、また、すべての日常の生活空間において、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（1時間あたり0.23マイクロシーベルト）以下となることを目標としています。（4ページから5ページで説明します。）



阿見町長 天田 富司男

平成23年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が関東地方にも飛散した結果、阿見町においても町民生活や産業等に与える影響が懸念されたところでありますが、その現状は、国・県・町の測定結果ならびに茨城大学、県立医療大学の講演会や助言等から、日常生活を制限するレベルではないということが分かっております。しかしながら、町では、この事故による追加被ばく線量が、すべての日常の生活空間において、年間1ミリシーベルト以下となるように、子ども関連施設を中心に除染作業を進めるとともに、適切な情報発信を行うことにより、町民皆さまの不安軽減を図っていきたくと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

いってお知らせします

放射線量の状況

◆一般家庭を訪問測定しました

平成 23 年 11 月から実施した一般家庭・事業所の訪問測定の結果は次のとおりです。

●日常生活空間の測定結果

(単位：マイクロシーベルト毎時)

測定期間 (平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月)				
訪問件数	屋内の平均値		屋外の平均値	
	床上 1m (居間など)	測定か所数	地上 1m (庭など)	測定か所数
1078 件	0.107	990 件	0.196	997 件

●雨どいの下 (吐出し口) の測定結果

(単位：マイクロシーベルト毎時)

測定期間	平均値		低減率	測定か所数
	地上 0cm	地上 1m		
平成 23 年 11 月～ 平成 24 年 3 月	1.286	0.236	81.6%	259 か所

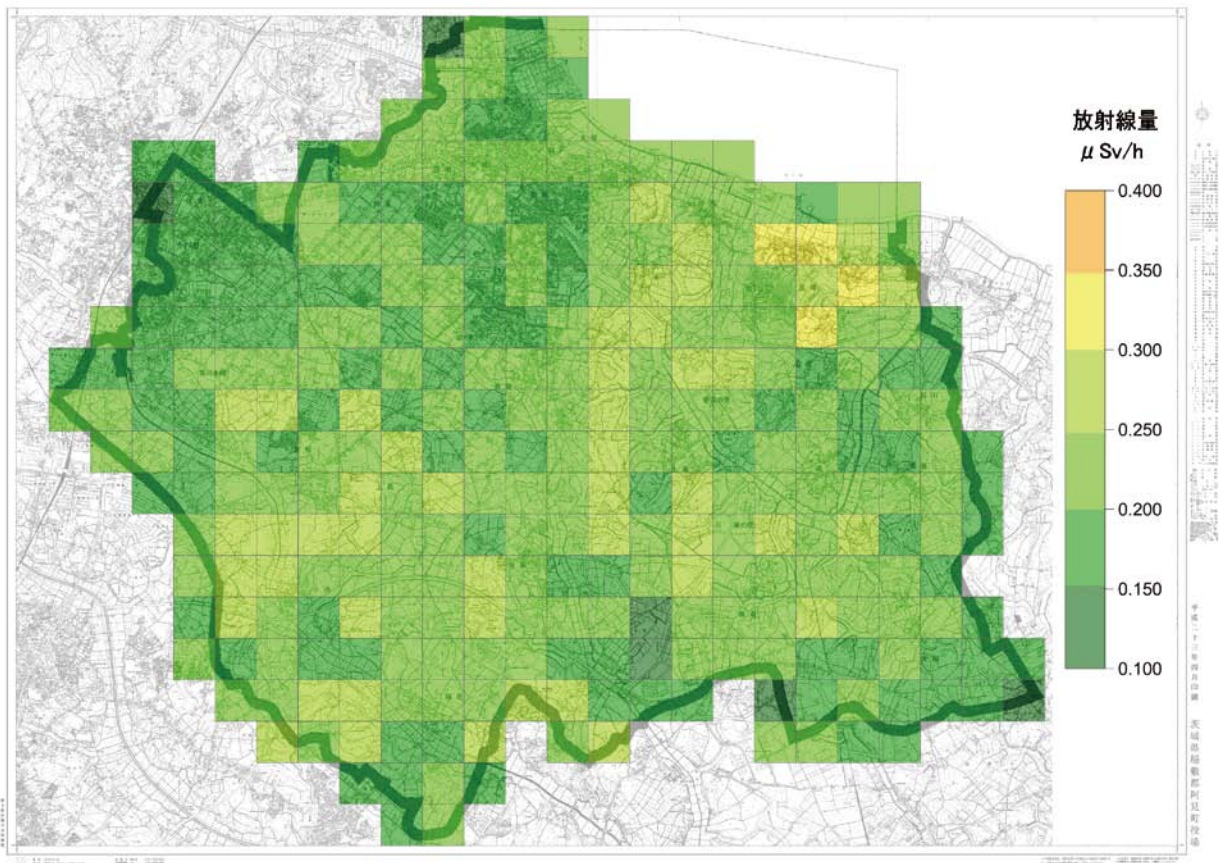
※雨どいの下、側溝、集水ますなどの雨水がたまる場所では、局所的に放射線量が高くなる傾向があります。しかし垂直距離で 1m 離れると、放射線は約 8 割低減します (除去方法は 5 ページ参照)。

◆町内の放射線量マップを作成しました

●町内 (霞ヶ浦を除く) を 500m 四方の 309 区画に区切り、平均の放射線量にて色分けしました。

1 区画あたり 5 か所以上の測定と、訪問測定の結果に基づき作成しました。

町内放射線量マップ (屋外)



放射線量の状況につ

対策方針

◆日常生活を制限するレベルではありません

● 日常の生活空間における放射線量は、放射性物質の物理的減衰および風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）などによって低減してきています。その結果、本町の平均的な放射線量は1時間あたり0.10～0.35マイクロシーベルトの範囲内にあり、自然被ばく線量を除いた追加被ばく線量は、局所的に高い場所や山林の中など一部を除いておおむね年間1ミリシーベルト以下になると推定されます。

◆子ども関連施設を最優先で除染を進めます

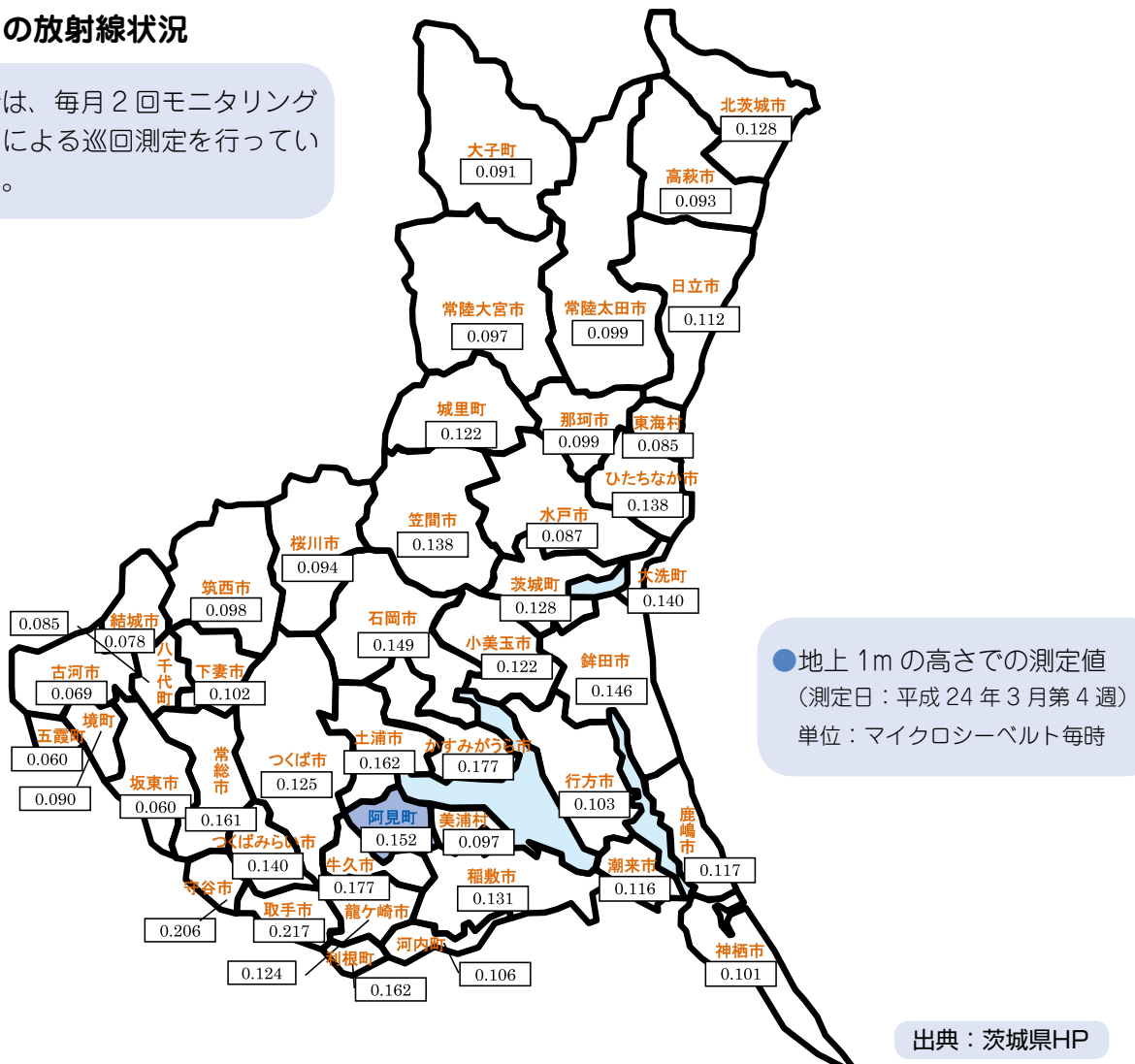
● 子どもたちが受ける放射線量をできるだけ低く抑えるという町の対策方針により、保育所・幼稚園・小中学校などの子ども関連施設を最優先で除染します。

◆国の支援を受けて、本格的に除染を進めます

● 特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定を受け、国の財政的支援を活用しながら、「除染実施計画」を策定して、子ども関連施設や局所的に放射線量の高い場所などの本格的な除染を進めていきます。

● 県内の放射線状況

● 県では、毎月2回モニタリングカーによる巡回測定を行っています。



出典：茨城県HP

子ども関連施設を最優先で除染

(※1) 国による航空機モニタリング(平成23年9月28日現在の値)に基づき、放射線量が1時間あたり0.23マイクロシーベルト未満である次の行政区については国の財政支援対象区域から除外となりますが、町単独費用で実施します。

住吉、二区北、二区南、シンワ、新町(国道125号北側)、廻戸(国道125号北側)

4. 優先順位

◆子ども関連施設を最優先とします。
放射能の影響を受けやすい子どもたちが利用する施設を最優先で除染します。



1. 目標

◆追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下と設定しました。

町内すべての日常の生活空間において、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト(1時間あたり0.23マイクロシーベルト)以下となることを目指します。

2. 計画期間

◆計画期間は平成23年度～平成25年度とします。

3. 除染対象区域

◆町内全域とします。

特措法では一部の区域(※1)が国の財政支援対象外となりますが、町では全域(霞ヶ浦を除く)を除染対象とします。

5. 対象施設と除染実施者およびスケジュール

除染対象施設	除染実施者	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子ども関連施設 (保育所、幼稚園、 小中学校等)	阿見町などの 施設管理者が主体	→	→	
公園		→	→	
公共施設		→	→	
通学路		→	→	→
民有地	所有者などが主体	→	→	→

→ 状況の把握 → 除染の実施

「阿見町除染実施計画」を策定

「燃えるごみ専用のごみ袋」に入れて、燃えるごみの回収日に指定のごみ集積所に出してください。なお、根についている土は、燃えるごみとして出せませんのでよく落としてください。

※落葉などが吹き溜まるところは、放射線量がほかの地点よりも高くなる傾向がありますので、落葉などを除去することにより、放射線量の低減が図られます。

② 上下層の土壌の入替

雨樋の下などの土壌は、局所的に放射線量が高い傾向にありますので、この場合は、約5~10cmの表層土を底部に置き、約20cmの掘削した下層の土により被覆します。

※この方法は、除去土壌が発生しないという利点があります。

覆土の厚さ	放射線の遮へい効果
5cm	51%減
10cm	74%減
15cm	86%減
30cm	98%減

出典：除染実施ガイドライン（原子力災害対策本部）

③ 土壌の保管

削り取った表土は、土のう袋に入れ、さらに遮水するために「燃えるごみ専用のごみ袋」などに入れて、敷地内に埋設（地下保管）または人が近づかない場所に保管（地上保管）します。

※雨樋の下であれば、吐出し口から半径約30cmの範囲の表層の土壌を5~10cm程度の深さで削り取る程度で、放射線量を低減することができます。

※除去した土壌は、搬出先がありませんので敷地内で保管することになります。

※雨樋の下や軒の雨垂れがある土壌は、屋根に付着した放射性物質が少しずつ流れてきていますので、放射線量がある程度戻る傾向があります。

(2) 作業上の注意点

作業時の服装は、放射性物質の身体への付着や身体の中へ入り込むことを防ぐために、マスク・手袋・長そで・長ズボン・長ぐつなどが望ましいです。

作業後は、手洗い、うがいをし、身体はシャワーで洗い、服などは洗濯しましょう。

◆子ども関連施設

平成24年度の始業までに町内全小中学校および全保育所・児童館の除染を完了しました（詳細は6ページ参照）。

◆公園

平成24年3月30日までに26か所の砂場の砂の入れ替えを完了しました。

放射線量の状況を、公園内に順次掲示します。また、平成24年度から、常緑樹の強せん定や芝生の深刈りを行います。

◆通学路

通常の側溝清掃により除染します。なお、局所的に高い放射線量が確認された場所については、除去土壌の保管場所を確保した上で除染します。

◆その他の公共施設

常緑樹の強せん定や芝生の深刈りなどを行います。

◆民有地

所有者や管理者が主体となって除染します。町は除染方法の指導や土のう袋などの支給による支援を行います。

■除染方法は、環境省の「除染関係ガイドライン」に示された方法から選定し実施してまいります。除染前後の放射線量の測定を行い、効果を確認しながら実施してまいります。

6. 除去土壌等の保管・管理

◆除染を実施した敷地（施設）内とします。

「除染関係ガイドライン（環境省）」に基づき、敷地（施設）内において保管・管理することになります。

7. 家庭でできる除染方法

日常の生活空間の放射線は低くなってきていますが、次の方法で除染を行うと放射線のさらなる低減につながります。

(1) 除染方法

① 庭の掃除

落葉、せん定した庭木、刈った芝・雑草などは

小中学校・保育所・児童館の除染を完了しました

子どもたちが受ける放射線量をできるだけ低く抑えるという町の対策方針により、次の施設については除染実施計画を前倒して、放射線量の高い箇所を重点的に除染作業を実施しました。

除染作業は、放射線量を測定し効果を確認しながら、敷地内の全面的な表土等の削り取りや側溝や雨水ます等の汚泥除去・洗浄等を行いました。その結果、全施設において1時間あたり0.23マイクロシーベルト以下となりました。なお、詳細な放射線量については、ホームページにて公開しております。

●子ども関連施設の放射線量（測定の高さは小学校以下は地上50cm、中学校は地上1m）

（単位：マイクロシーベルト毎時）

施設名	除染前 (H23.12.20)	除染後 (H24.3.30)	施設名	除染前 (H23.12.20)	除染後 (H24.3.30)
阿見小学校	0.271	0.166	阿見中学校	0.240	0.194
実穀小学校	0.292	0.199	朝日中学校	0.251	0.168
吉原小学校	0.254	0.213	竹来中学校	0.295	0.184
本郷小学校	0.245	0.184	中郷保育所	0.212	0.123
君原小学校	0.248	0.199	南平台保育所	0.268	0.157
舟島小学校	0.323	0.154	二区保育所児童館	0.216	0.139
阿見第一小学校	0.281	0.140	学校区保育所	0.237	0.138
阿見第二小学校	0.300	0.200	学校区児童館	0.180	0.137

※測定値は、側溝等を含めた敷地全体の放射線量の平均値です。

各小中学校・保育所等除染作業



吉原小学校



本郷小学校



君原小学校



舟島小学校



阿見中学校



朝日中学校



竹来中学校



中郷保育所



学校区保育所



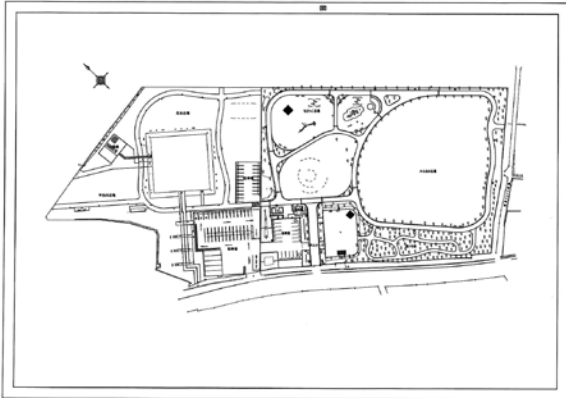
学校区児童館

※民間保育園・幼稚園についても、除染を完了しています。

（平成23年9月から平成24年2月にかけて実施）

公園の放射線量マップを掲示します

主な公園については、施設内放射線量マップを作成中です。作成が完了した公園から順次公園内に掲示するとともに、ホームページにも掲載していきます。なお、砂場の砂の入れ替えは3月に完了しています。



霞ヶ浦平和記念公園平面図

学校給食は安全です

町の学校給食の食材については「食品放射能測定システム」により、町および県産の農産物を中心に原則1日2品目以上および一食分の測定を行っていますが、すべての測定で放射性物質は不検出となっています。

なお、測定の結果、放射性物質が検出限界値を超えた食材については、基準値未満であっても学校給食に使用いたしません。

※「不検出」とは「検出限界値」未満であることを示し、おおむね30ベクレル毎キログラムになります。

農産物などの放射能測定について

町では、町内産農畜産物について、安全性の確認ならびに町民の皆さまが安心して消費していただけるように、「食品放射能測定システム」を導入し、放射性物質の測定を行っています。現在出荷されている農畜産物は、安全が確認されたものですので、安心してお召し上がりください。

●食品放射能測定システムの申込方法

町農業振興課の窓口またはお電話（888-1111 内線 182）でご予約ください。測定は無料です。

訪問測定について

町では、一般家庭・事業所を対象に町臨時職員が訪問して放射線の測定を行っています。

●訪問測定の申込方法

町放射能対策室の窓口またはお電話（電話 888-1111 内線 128）でご予約ください。測定は無料です。2回目以降のお申し込みもできます。

水道水は安全です

町の水道水については、放射性ヨウ素、放射性セシウムの測定を行っていますが、すべての測定で不検出となっています。

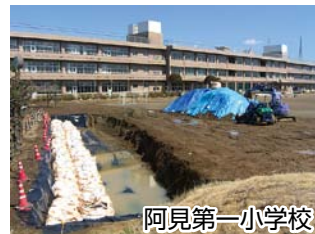
※「不検出」とは「検出限界値」未満であることを示し、放射性ヨウ素は0.7ベクレル毎キログラム、放射性セシウムは0.6ベクレル毎キログラムになります。



阿見小学校



実穀小学校



阿見第一小学校



阿見第二小学校



南平台保育所



二区保育所児童館

身体に障害がある人に除染作業の支援を行います

身体に障害などがあり除染作業が困難な世帯については、町が除染作業を支援します。詳しくは、放射能対策室（電話 888-1111 内線 128）にお問い合わせください。

希望者に除染のための土のう袋などを配布します

一般家庭の除染作業支援のため、希望者に放射能対策室窓口（役場 1 階）にて、土のう袋・マスク・軍手（1 世帯 3 枚まで）を 4 月 16 日（月）から平日開庁時間内に配布します。詳しくは、放射能対策室（電話 888-1111 内線 128）にお問い合わせください。

●町のお問い合わせ先●

項目	担当課	電話番号（内線）
放射能全般	生活産業部放射能対策室	888-1111（128）
農作物・水産物	生活産業部農業振興課	888-1111（182）
水道	都市整備部水道課	889-5151
健康	保健福祉部健康づくり課	888-2940
町立小中学校	教育委員会学校教育課	888-1111（321）
保育所・児童館	保健福祉部児童福祉課	888-1111（167）
学校給食	教育委員会学校給食センター	887-1430
公園・道路	都市整備部都市施設管理課	888-1111（251）

●WEBサイトなど●

- 文部科学省「健康相談ホットライン」0120-755-199（平日 午前 9 時～午後 6 時）
- 厚生労働省「妊娠中の人、小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014hcd-img/2r98520000014hdu.pdf>
- 農林水産省「放射性物質の基礎知識」
http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/111219_kiso.pdf
- 消費者庁「食品と放射能 Q&A」
http://www.caa.go.jp/jisin/pdf/110530food_qa.pdf
- 放射線医学総合研究所「放射線被ばくに関する Q&A」
<http://www.nirs.go.jp/information/info.php?i20>
- 茨城県「県内の放射線情報」
<http://www.pref.ibaraki.jp/20110311eq/index29.html>
- 阿見町「町の放射線情報」
http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/seikatsusangyo-bu/chominkatsudosuishinka/bosai/hoshasen_information.htm

●日ごろから、大きな自然災害への備えとして火事や家具の転倒防止対策をしたり、水や食料の備蓄などをこころがけましょう。

●今後の放射能情報は広報あみ 6 月号から毎月お知らせしていきます。